

36 官費海外留学生規則に拠り従來の貸費留学生処分の件伺

〔明治十五年六月〕

(注記1)
 専学第百九十五号

(注記2) (岡田) (田中)
 ① ②

官費海外留学生規則ニ拠り従來ノ貸費留学生処分ノ件伺

(注記4) (注記3)
 従來当省貸費留学生之義ハ帰朝之後貸付金ヲ償還為致候ニ付当

省之示命ニ從ヒ就職スヘキ等之制規無之候処兼テ具申候通今日

ニ在テ海外留学生派遣之義ハ本邦人ヲ以テ大学其他ノ外国教師

二代ヘ以テ外国教師ヲ用フルカ為メ起ル所ノ数様ノ不便ヲ除ク

(注記5)
 等特ニ重要ノ目的ヲ付シ候ニ付テハ其成業帰朝スルニ及テハ当

省ノ示命スル職務ハ之ヲ辞スルヲ得サラシムルハ勿論其專修ス

ヘキ学科留學スヘキ邦国及年限等モ一々当省ノ示命スル処ニ從

ハシムルヲ要シ候ニ付先回特ニ官費海外留学生規則相設ケ候義

ニ有之候処前頭貸費留学生及其既ニ帰朝候者ト自今右新定ノ規

則ヲ遵奉致候者ハ該規則ニ拠リ処分シ即チ当省ノ示命スル職務

ハ之ヲ辞スルヲ得サラシメ随テ貸付金ノ償還ヲ免除候様致度果

シテ然レハ大学教師採用等ニ付便宜之次第ニ候条至急御見可相

成度此段相伺候也

明治十五年四月十八日

文部卿 福岡孝弟

左大臣 熾仁親王殿

伺ノ趣聞届候事

明治十五年六月五日

(注記6)

明治十五年五月十八日

(注記8) 大臣 花押 (有栖川-岩倉) 花押 (三様) 花押 (印)

内閣書記官

(落倉) (注記7) (金井) (谷森)

文部省伺官費海外留学生規則ニ拠リ従来ノ貸費留学生処分之事

右回議ニ供ス

参議

大木 (印) 伊藤 西郷 (印) 山田 (印) 大山 (印) 福岡 (印)
山県 (印) 井上 (印) 松方 (印) 川村 (印) 佐々木

(注記9) 明治十五年五月十七日

第二局 (印)

別紙文部省伺官費海外留学生規則ニ拠リ従来ノ貸費留学生処分ノ件ヲ案スルニ事実無余儀相聞ヘ候ニ付上請ノ通御聽許相成可然哉御指令案取調第一局合議仰高裁候也

御指令案

伺ノ趣聞届候事

明治十五年六月五日 (印) (兄玉)

會計検査院及大蔵省へ通牒 (印) (山田)

例文

参照

明治十五年四月十九日決裁

文部省上申

特派留学生条規

第一条 特派留学生ハ東京大学政治学卒業生中操履端正堅忍着実ノ者二名ヲ特選シテ独逸国ニ派遣シ国法及行政学ヲ研究シ其实況ヲ調査セシム但研究調査ノ方法ハ着実ヲ旨トシ理論ニ偏セス且可成官院省ノ事務ニ必要ナル事項ヲ查察スル様注意スヘシ

第二条 特派留学生ハ第一号書式ノ辞令書ヲ受クレハ直ニ第二号書式ノ誓書ヲ出スヘシ

第三条 特派留学生ノ学資ハ一箇年銀貨千式拾円トシ留学ノ地ニ到着ノ翌日ヨリ帰国発程ノ前日迄給付シ往復旅費等ハ官費海外留学生ニ給スルモノト同一ノ額ヲ給ス

第四条 特派留学生ハ臨時文部卿ヨリ示命スル事項アル片ハ之ヲ調査処分スヘシ

(抹消) (加筆) 第(四)(五)条 特派留学生ハ每六ヶ月第三号書式ノ申報書ヲ

文部卿ニ送達スヘシ又政治ニ関スル事項ニ就キ速ニ報告スルヲ緊要ナリト認ムル事件アレハ其時々之ヲ文部卿ニ報告スヘシ

第六条 特派留学生帰朝セシトキハ留学中研究調査セシ科目事項ニ就キ報告書ヲ編製シテ文部卿ニ出スヘシ

第七条 特派留学生ハ留学中半途帰国スルヲ許サス然レモ病ニ罹リ到底成業ノ目的無キトキ及ヒ文部卿ニ於テ別ニ見込アル片ハ帰国ヲ命スルヲアルヘク若シ又病ニ因リ本人自ラ帰国セント欲スル片ハ医師ノ証書ヲ副ヘ文部卿へ願出許可

ヲ請クヘシ但特ニ重症ニシテ文部卿ノ許可ヲ請ケ難キハ
其国在留ノ我国公使又ハ領事ニ稟告シテ其認可ヲ請クヘシ
第八条 特派留学生留学中若シ不精勉ナルカ其他不都合ノ所
行アルトキハ直ニ帰国ヲ命スヘシ而シテ帰国ノ上相当ノ処
分ヲ為スヘシ

第九条 特派留学生ハ左ノ諸項ヲ心得ヘシ

第一項 我国出発前海外旅券ヲ受取り留学中之ヲ携帯シ
帰国ノ節之ヲ返還スヘシ

第二項 留学ノ地ニ到着セハ到着ノ月日居所及留学年限
等ヲ詳記シ其国在留我国公使并領事ニ報知スヘシ若シ
其居所転換スルハ亦更ニ之ヲ報知スヘシ

第三項 留学ノ地ニ到着ノ上ハ到着ノ月日在留所<sup>和洋字
并書</sup>
及研究科目調査事項等ヲ詳記シテ文部省ニ報知スヘシ

第四項 学資ハ毎年兩次ニ其国在留ノ我国公使又ハ領事
ヲ經由シ或ハ便宜直ニ回附スヘシ

第五項 学資ヲ交付シタルハ速ニ領收証書ヲ出スヘシ
但公使領事等ヲ經由シテ受領セシハ別ニ其旨ヲ文
部省ニ報知スヘシ

第一号書式

文部省御用掛

何学士

姓名ハ国字洋字
並書スヘシ

何 某

何年号何年何月生

政治学為修業満三ヶ年独逸国ニ留学申付候事

但国法外行政学ヲ研究シ着実ヲ旨トシ理論ニ偏セ
ス且可成官院省ノ事務ニ必要ナル事項ヲ查察スル
様注意可致事

年号月日 文部卿何某印

第二号書式

辞令文ヲ記ス

右謹テ御請仕候就テハ固ク御条規ヲ遵守可仕ハ勿論
帰朝ノ後ニ於テモ派遣ノ御趣意ヲ奉体シ誓テ違背不
仕候仍テ誓書差出候也

文部省御用掛

何学士

年号月日

何 某 印

文部卿何某殿

別表略ス

(注記1)

「太政官第二局第一二二号ノ四月十九日ノ太政官第二局受付ノ^(略見)第
一局第二八一号ノ五月五日」

(注記2)

〔^(略)〕

(注記3)

〔第二局〕

(注記4)

〔第一局〕

(注記5)

「二十一」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「文甲一四号」

(注記7)

〔廣見(目置) ④/④〕

(注記8)

「掲」

(注記9)

「太政官第二局第二号」

(注記10)

〔廣見 ④〕

〔明治十五年 公文録
文部省 自一月至六月〕
2A.10. ③3357